

電子的診療情報連携体制整備加算について

当院はオンライン資格確認、オンライン請求を導入している保険医療機関となります。

マイナンバーカードによる保険証（マイナ保険証）の利用を通じて、薬剤情報、特定健診情報、そのほか必要な医療情報を取得・活用して診察を行うことで、質の高い医療の提供に努めています。

算定点数について（2026年6月1日より）

上記の体制整備に伴い、2026年6月1日より「電子的診療情報連携体制整備加算」として、以下の点数を算定いたします。

電子的診療情報連携体制整備加算2（初診時）	9点（月1回に限る）
電子的診療情報連携体制整備加算（再診時）	2点（月1回に限る）

※ 医療費助成制度・各種公費医療をご利用の方へ

医療費助成制度や各種公費医療はオンライン資格確認の対象外となります。
医療受給者証をお持ちの方は、必ず受付窓口にご提示をお願いいたします。

正確な情報の取得・活用のため、
受診の都度、マイナ保険証のご提示をお願いいたします。

2026年6月

社会医療法人 入間川病院